

一般社団法人 日本作業療法士協会
生涯教育基礎研修制度規程細則

2016年7月16日
2020年11月28日

(目的)

第1条 本細則は、一般社団法人日本作業療法士協会生涯教育基礎研修制度規程の施行にあたり、必要な事項を定める。

(生涯教育基礎研修修了申請要件)

第2条 申請要件は下記項目すべてを満たすこと。

- (1) 理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）第3条による作業療法士の免許を有すること。
- (2) 一般社団法人日本作業療法士協会（以下、本会）正会員であること。
- (3) 都道府県作業療法士会（以下、士会）正会員であること。
- (4) 下記の3項目の条件をすべて満たしていること。
 - ①士会が主催する生涯教育基礎研修の現職者共通研修 10 テーマの受講を修了している。
 - ②士会が主催する生涯教育基礎研修の現職者選択研修必修研修（生活行為向上マネジメント（MTDLP）基礎研修）の受講を修了し、現職者選択研修 4 種（領域）から1つ以上の受講を修了している。
 - ③本会、士会が主催・共催する学会や研修会、他団体が開催し、本会が認める学会や研修会への参加や発表、および臨床実習指導等で得られる基礎研修ポイントを50ポイント以上取得している。

(生涯教育基礎研修修了申請手続き)

第3条 生涯教育基礎研修修了申請をする者は会員ポータルサイト上で行う。

2 修了の申請は、修了要件を満たした時点から行うことができる。

(生涯教育基礎研修修了更新申請要件)

第4条 更新申請要件は下記項目すべてを満たすこと。

- (1) 本会正会員であること。
- (2) 申請時において、生涯教育基礎研修修了者であること。
- (3) 士会正会員であること。
- (4) 申請時において、基礎研修ポイントが50ポイント以上あること。

- (5) 臨床実習指導者講習会の受講を修了すること。ただし、2020年3月31日時点で生涯教育基礎研修を修了している者を除く。

(生涯教育基礎研修修了更新手続き)

第5条 生涯教育基礎研修修了更新申請は会員ポータルサイト上で行う。

- 2 更新の申請は、更新申請要件を満たした時点から行うことができる。

(有効期間延長の手続き)

第6条 生涯教育基礎研修修了資格の有効期間を延長しようとする者は別記様式にて本会事務局に申請する。

- 2 期間延長の理由は、留学、海外勤務、出産休暇、育児休暇、介護休暇、長期病気療養、その他やむを得ない事情によるものとする。
- 3 申請の時期は、延長理由が発生した後、有効期限が終了する時点とする。但し、教育部長が認めた場合は、この限りではない。
- 4 申請に際し、期間延長の理由を証明する書類を本会事務局に提出する。なお、この書類は、産休・育休等の長期休暇の開始日から終了期間を証明する書類とする（職場の施設長が証明するもの、施設に所属しないものは出産を証明するものの写し等）。
- 5 延長の期間は、出産1回につき2年以内、その他必要に応じて定める。
- 6 期間延長申請に基づき教育部長が確認し、結果を通知する。

(細則の変更)

第7条 この細則は、理事会の決議によって変更できる。

附則

- 1 この規程は、2016年7月16日より施行する。
- 2 この規定は、2020年11月28日から一部改正により施行する。

別記様式（第 6 条関係）

申請日 年 月 日

一般社団法人日本作業療法士協会
会長 ○○ ○○ 殿

会員番号：
氏 名： 印

生涯教育制度基礎研修の期間延長のお願い

私は、下記の通り、生涯教育制度の有効期間の延長を申請します。

記

期間延長の理由：

現在の有効期間： 年 月 1 日 から 年 月 末日

延長申請の期間： 年

希望休止期間： 年 月 1 日 から 年 月 末日

添 付 書 類： 証明書（産休、留学、海外勤務等を証明するもの）

以上